



## 玄海原発再稼働の延期を求める決議に関する請願

### (要旨)

飯塚市議会として、住民の命と健康・暮らしを守るため玄海原発再稼働の延期を求める決議を上げ、九州電力(株)に申し入れて下さるようお願い致します。

### (理由)

1. 玄海原発への火山噴火による影響の可能性を否定は出来ないようです。昨年12月13日、広島高等裁判所は四国電力・伊方原発3号機の運転差し止めを認める判決を下しました。その判断の根拠は火山に関するものでした。

電力会社が原発を再稼働させるためには、まず原子力規制委員会が定めた規制基準に合格しなければなりません。その規制基準に基く火山影響評価ガイドでは、原発から160km圏内にある火山が噴火した時の影響を評価することを電力会社に義務付けています。

もし、噴火の可能性を否定できない、火砕流や溶岩流が原発敷地に到達する可能性があると言うなら原発の立地には不適合であるとして、原発の運転の許可は出来ないということになります。

伊方原発は阿蘇山から130kmの距離にありますが、広島高等裁判所は「四国電力による火山の影響評価は過小であり、噴火、火砕流到達の可能性が十分に少ないとは言えない」という理由で差し止めの判断をしました。

玄海原発も伊方原発と同様に阿蘇山からの距離は約130kmです。9万年前の阿蘇カルデラの破局的噴火の時の火砕流が、玄海原発から30kmの浜玉町で確認されています。その層の厚さは10m以上でした。その事実を知らされた規制委員会の石渡委員は「火砕流はもっと先まで流れていったに違いない」と言ったそうです。このことから玄海原発敷地への火砕流到達の可能性が十分に少ないとは言えない、つまり立地不適合と言うべきではないでしょうか。しかし、どのような判断がなされたのか再稼働に許可は下りました。

また、多くの火山学者が「破局的噴火の前兆現象など誰もわからない」と指摘している中、現実には、2014年に御嶽山が、今年1月23日には本白根山が噴火しました。いずれの噴火も予知することは出来ていませんでした。

九州電力は再稼働を言う前に、火山噴火の影響評価を改めてすべきです。

2. 飯塚市は偏西風の影響で玄海原発の風下になることが多く、事故が発生すれば放射能汚染地域になる可能性が出てきます。

西日本新聞(2012年5月11日)は、九州大学の竹村俊彦准教授の研究チームが福島原発事故と同規模の事故が玄海原発で起きた場合、放射性物質がどう飛散するかを試算したことを伝えています。それによれば、事故による影響は福岡県中部にまで及び避難が必要になる可能性もあるとしています。以下抜粋します。

「70km以上離れた福岡中部や大分県国東半島を含む広い範囲で積算値が1m<sup>2</sup>当たり数十万ベクレルの地点が見られた。これは福島県の『計画的避難区域』並の値だという。」

福島原発事故で放出された大量の放射能は広範な地域を放射能汚染地域にしました。やがて丸7年が過ぎようとしている今も、本来人が住んではいけない放射線管理区域の

中で多くの方が放射線に晒されながら暮らしているのです。昨年12月福島県は、発症率100万人に1～2人の小児甲状腺がんを発症した子どもたち・疑いのある子どもたちあわせて193人になったことを発表しました。当時福島県内の子ども人口は38万人だったことからすると多発と言わざるを得なく、放射線の影響を疑わざるを得ません。

福島原発の事故原因を解明し事故収束させるまで、再稼働を延期させるのが電力会社として社会的責任を果たすということではないでしょうか。

3. 原子力損害賠償法の賠償措置額（保険）は実効性がなく法改正するまで再稼働は延期するべきです。玄海原発3・4号機の再稼働が予定されてますが、事故に備えての賠償措置額は1200億円（2基分）です。2011年の福島原発事故による事故処理費用は2016年12月時点での経済産業省の試算で21.5兆円。賠償措置額1200億円は21.5兆円のわずか0.6%で、とても保険をかけたとは言えません。資源エネルギー庁の資料には「事故賠償の備えの負担のあり方」について次のような記述があります。

「本来、こうした万一の際の賠償への備えは福島第一原発事故以前から確保しておくべきであったが・・・資源エネルギー庁2016年11月29日『原子力損害賠償の備えに関する負担のあり方について』より抜粋」

再稼働は実効性のある十分な備えが確保されるまで延期させるべきです。

4. 玄海原発にはテロ対策のための特定重大事故等対処施設がまだ設置されていません。少なくともそれが完成するまでは再稼働させるべきではありません。日本の原発施設はテロ攻撃されることを想定していませんでした。そのためなのか、テロ攻撃の標的になり易い風光明媚な海岸線に位置しています。再稼働は施設完成後に延期すべきです。

平成30年2月16日

飯塚市議会議長 藤 浦 誠 一 様

請願者

飯塚市東徳前12-25  
原発知っちょる会  
山口 輝 生

紹介議員

川 上 直 喜

## 玄海原発再稼働の延期を求める決議（案）

九州電力株式会社は3月中旬に玄海原発3号機を、5月には4号機を再稼働させる見通しであることを発表しました。

7年前の福島原発事故時に出された原子力緊急事態宣言は未だ発令中のままです。そういう状況下で再稼働させることに、風下になりかねない飯塚市民は強い不安を覚えています。

昨年12月13日広島高裁は、阿蘇山から130kmの距離にある伊方原発は破局的噴火による影響が十分に少ないとは言えない、原発立地には不適合、として伊方3号機の運転の差し止めを認める判断を下しました。玄海原発は阿蘇山からほぼ同距離にあるにもかかわらず、未だ火山噴火による影響評価の見直しはされていません。また、飯塚市は偏西風の影響で玄海原発の風下になることが多く、事故発生となれば放射能による住民の被曝は避けられません。さらに、原子力損害賠償法に定める賠償金額を実効性あるものにするための見直しも未だ実現されておられません。テロ対策のための特定重大事故等対処施設もまだ完成していません。

よって、飯塚市議会は市民の命と健康・暮らしを守るため、九州電力株式会社が社会的責任を認識し、玄海原発3号機、4号機の再稼働を延期することを強く求めます。

以上、決議する。